

# 「男女共同参画の実現」を目指し

## 新たに「京丹後市女性連絡協議会」を発足

平成21年10月8日

京丹後市役所

市では、男女がともに尊重しあい、それぞれの能力を発揮できるよう、よいところを生かし合い、また時には補い合いながら、人生をより豊かで充実したものへと高めていけるよう、平成18年3月に制定された「京丹後市男女共同参画計画～デュエットプラン21」に基づき、京丹後市内広域で活躍する女性団体が、新たに「京丹後市女性連絡協議会」を設立することとし、10月13日に設立総会を開催します。

### ◆京丹後市女性連絡協議会の概要

■**設立経過** 京丹後市男女共同参画セミナーは、テーマ、講師、広報、人集めなどの重要な決定事項を京丹後市の有志女性団体の長により実行委員会を形成し決定、運営してきましたが、「この集まりは行事運営だけではもったいない。女性団体を交流させ有効な知識や利益を共有するためにもネットワークを形成したい」という強い希望を受け設立することとなりました。

■**目的** 京丹後市の豊かな地域社会づくりを中心に、人の和とつながりを大切に、いきいきと女性が輝けるよう、女性団体相互の連絡協調を図り、女性の地位向上と福祉の増進を図ること

■**組織** 会の目的に賛同する京丹後市広域で活動する女性を主とした団体の長で組織

登録会員の募集は随時

※会長、副会長は総会で決定予定

### **◆京丹後市女性連絡協議会設立総会 概要**

- 日 時 10月13日(火) 14:00～15:00頃
- 場 所 京丹後市役所 2階 201～203 会議室
- 内 容
  - ・役員を選出
  - ・規約確定について
  - ・その他

### **■今年度の予定**

- 設立総会(10/13) 上記「開催概要」の内容
- 理事会(月1回程度) 京丹後市男女共同参画セミナー企画運営
- 第1回京丹後女性フェスティバル(12/13)

女性を主とする団体名	代表氏名	備 考
京丹後市商工会女性部	部長 藤井 美枝子	京丹後市商工会の女性部 平成 21 年度は、よさこい団体がよさこい事業などを計画
京丹後市食生活改善推進員協議会	会長 堀江 祐美	市が実施する要請講座を終了し食を通じた健康づくりボランティア活動を実施。6 支部からなる協議会 272 名
京丹後市母子・寡婦福祉会	会長 金久 富枝	京丹後市の母子家庭や寡婦の皆さんが自主的に集まってできた団体。
京都府女性の船ステップあけぼの 京丹後支部	支部長 川村 玲子	京都府「女性の船」に乗船したOG会の京丹後支部 本年度は小林ほか京丹後市より 11 名の乗船があった。
京丹後市連合婦人会	会長 安井 美佐子	教育委員会の所管する京丹後市連合婦人会。主に丹後町、網野町の会員を持つ。平成 21 年度は 11 月初旬に自殺防止対策啓発と講演を丹後文化会館にて計画。
丹後わくわくスポット「きらめき」	会長 小西 恭子	京都府事業である「丹後わくわくスポット支援事業」を期に実行委員会として形成し、その後女性団体として確立。 平成 21 年度は「サンドアート砂場事業」を開催、そのほか日本女性会議研修
和く・わくネットワーク	代表 平井 すみ子	平成 16 年度 KYO のあけぼの大学を期に結成した女性団体 活動は、旧町単位の探訪、おはなし会の開催 平成 21 年度は商工観光課とタイアップして「丹後町探訪」皆既日食とジオパークを船上より見学

## 京丹後市女性連絡協議会規約（案）

（名称）

第1条 この会は、京丹後市女性連絡協議会という。

（目的）

第2条 この会は、京丹後市の豊かな地域社会づくりを中心に、人の和とつながりを大切に、いきいきと女性が輝けるよう、女性団体相互の連絡協調を図り、女性の地位向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

（組織）

第3条 この会は、前条の目的に賛同する京丹後市広域で活動する女性を主とした団体の長をもって組織する。

（事業）

第4条 この会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）女性の地位向上のための事業
- （2）京丹後市男女共同参画社会の実現に向けたセミナーの運営事業
- （3）各女性団体の連絡協調を図るための事業
- （4）その他、この会の目的達成に必要な事業

（役員）

第5条 この会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）理事 若干名

（役員を選任）

第6条 この会の会長及び副会長の選任は、理事の互選による。

2 理事は、各団体から1名選出し、総会で承認する。

（役員職務）

第7条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

3 理事は、この規約に定める事項の審議と、会務の運営にあたる。

4 事務局は、この会務の庶務を司る。

（役員職務）

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の残留期間とする。

3 役員は、任期終了後も後任者が決定するまでの間は、その任務を行う。

(会議)

第9条 この会の会議は、総会及び役員会、理事会とする。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
- 3 役員会及び理事会は、必要に応じて随時開催する。
- 4 会議は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、全て会長が招集する。

(総会の議決事項)

第10条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の改正
- (2) 事業計画、事業報告の承認
- (3) その他、役員会において必要と認めた事項

(事務局)

第11条 この会の事務を処理するために京丹後市市民部市民課に事務局を置く。

付 則

この規約は、平成21年10月13日より施行する。